

行政事業レビューシート (警察庁)						
予算事業名	警察署等都道府県警察施設の整備		事業開始年度	昭和29年度		作成責任者
担当部局	警察庁		担当課室	会計課		会計課長 藤山 雄治
会計区分	一般会計		上位政策	警察署等都道府県警察施設の整備		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	警察法第37条第3項 警察法施行令第3条第1項		関係する計画、通知等			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	警察事務は、国家的性格と地方的性格を共に有することから、国としての治安責任を応分に負担し、また、全国的な治安の均質性を維持するとの考え方に基づき、都道府県警察施設の整備に要する経費を補助しているもの。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	各都道府県の警察本部庁舎を始め、警察署庁舎、留置施設、交番・駐在所(沖縄県に限る。)といった一線警察活動の拠点として機能している警察施設の整備に要する経費を補助(10分の5)している。					
実施状況	平成21年度においては、警察本部庁舎については、千葉県に対し247百万円、警察署庁舎については、神奈川県等に対して2,223百万円、留置施設については、大阪府に対し118百万円、駐在所については、沖縄県に対し7百万円を交付した。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	5,525	4,679	2,631	4,296	5,474
	執行額	5,331	4,387	2,595		
	執行率	96%	94%	99%		
	総事業費(執行ベース)	10,662	8,774	5,190		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、年度終了後に実績報告を受け、当該年度における執行状況を確認している。 また、毎年度、警察庁、管区警察局において全部局に対し、会計監査を計画的に実施していることに加え、各都道府県警察においても内部監査を計画的に実施し、支出内容を確認している。				
	見直しの余地	警察本部、警察署等の警察施設については、一般の事務庁舎と異なり、第一線の警察活動の拠点となるだけでなく、災害発生時には被災者の救護、応援部隊の受け入れ等にも活用されるものであるが、全国的に老朽化が進んでいる状況にあり、継続した事業の実施が不可欠である。 各施設に対する補助金額の算定に当たっては、管区警察局を通じてヒアリングを実施するなどして内容の精査を行っているほか、毎年度、算定単価の見直しに努めているところであり、引き続き実施することとしている。				
予算監視の効率化	1 支出先・用途等の実態把握の状況に関する所見 おおむね十分と認められる。 2 改善策の内容及び横断的見直しの状況に関する所見 おおむね具体的で十分な内容と認められる。 3 レビューシートのわかりやすさに関する所見 おおむねわかりやすい。					
補記						

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
行っているかについて補  
足する)  
(単位:百万円)

警察庁  
2,595百万円

〔 交付申請に基づき、警察庁長官が  
交付決定 〕

【補助金】

A. 都道府県警察

神奈川県警察本部  
408百万円

都府県警察(19機関)  
2,187百万円

〔 警察署等の施設の整備を実施 〕

内訳については、総事業費を計上

< 建築工事 >  
【一般競争入札】

B. 民間会社(5者)  
2,083百万円

〔 警察署等の整備に必要  
な建築工事を実施 〕

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.神奈川県警察本部			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	警察署等の施設の整備に要する経費	408			
計		408	計		0
B.ピーエス三菱・大洋建設特定建設工事共同企業体			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
施設費	港北警察署新築工事(建築)	1,311			
計		1,311	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0



平成21年度 都道府県警察施設整備費補助金執行額（一般施設）

（単位：百万円）

	補 助 金 執 行 額
北 海 道	0
青 森 県	0
岩 手 県	14
宮 城 県	0
秋 田 県	30
山 形 県	0
福 島 県	23
警 視 庁	272
茨 城 県	0
栃 木 県	188
群 馬 県	135
埼 玉 県	230
千 葉 県	247
神奈川県	408
新 潟 県	0
山 梨 県	0
長 野 県	115
静 岡 県	33
富 山 県	0
石 川 県	0
福 井 県	0
岐 阜 県	21
愛 知 県	0
三 重 県	82
滋 賀 県	0
京 都 府	242
大 阪 府	179
兵 庫 県	211
奈 良 県	0
和歌山県	26
鳥 取 県	0
島 根 県	0
岡 山 県	0
広 島 県	0
山 口 県	0
徳 島 県	0
香 川 県	0
愛 媛 県	0
高 知 県	110
福 岡 県	23
佐 賀 県	0
長 崎 県	0
熊 本 県	0
大 分 県	0
宮 崎 県	0
鹿 児 島 県	0
沖 縄 県	7
合 計	2,595

計数は、単位未満四捨五入のため合計は一致しない。

# 都道府県警察に要する経費

地方(都道府県警察)の予算

国(警察庁)の予算

税込、手数料など

地方交付税交付金

地方一般財源

都道府県警察予算

地方単独経費

補助対象経費

国庫支弁経費

都道府県警察に要する経費

国の機関に要する経費

人件費、被服費等  
職員設置費、etc

国と地方が共に治安責任を  
分かち合うために必要

(例)  
・防犯活動、交通指導  
取締り、犯罪捜査活動  
等の警察活動に要す  
る経費、警察署等の  
施設整備に要する経  
費等

国の公安に係る犯罪捜査に要  
する経費、警察教養・警察通信  
施設、機動隊施設、警察用車  
両、統計業務・鑑識業務に係る  
経費等

全国的な統一性、斉一性、均質性  
を担保すべきもの。

# 警察費補助金について

## 【現行制度の目的】

警察事務は、国家的性格と地方的性格を有することから、国が応分の治安責任を負担  
都道府県の財政状況の影響を受けることなく、一定水準の警察活動を確保

### 都道府県警察費補助金

国庫支弁経費及び地方単独経費以外の経費(一般行政経費)

予算の範囲内において、国が経費の一定額を補助

【概要】

**一般行政費補助金**

都道府県警察職員の人件費、被服費等以外のもの:所要額の5/10

**機動隊超過勤務手当補助金**

大規模な災害における救出・救助活動等のための出動に係る機動隊等の超過勤務手当:所要額の10/10

**首都警察特別補助金**

政府・外国要人の警護等、首都警察としての活動に従事する警視庁の警察官の超過勤務手当:所要額の一部(定額)

### 都道府県警察施設整備費補助金

国庫支弁経費及び地方単独経費以外の経費(施設費)

予算の範囲内において、国が経費の一定額を補助

【概要】

**都道府県警察施設整備費補助金(警察施設)**

警察本部、警察署等の警察施設の整備に要する経費:所要額の5/10

**都道府県警察施設整備費補助金(交通安全施設)**

信号機、道路標識等の交通安全施設の整備に要する経費:所要額の5/10

## 【配分基準】

都道府県警察の警察官数、警察署数、犯罪の発生件数その他の事項を基準として所要額を算出し、原則としてその10分の5に相当する額を補助。(警察法施行令第3条第2項)